**社会福祉法人京都ライトハウス定款**

制定　1961. 3.31　改正　1983. 1.26

改正　1990. 6.14　改正　1993. 8. 4

改正　1995. 5.16　改正　1997. 3.28

改正　1998. 4.23　改正　2002. 8.22

改正　2003. 4.14　改正　2004. 5.13

改正　2004.11.19　改正　2006. 4. 3

改正　2006. 6.12　改正　2006.11.20

改正　2007. 6.29　改正　2009. 6.11

改正　2012. 6.14 改正　2015. 4.13

改正　2016．5.16　改正　2016. 8.30

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 改正　2017．2.10　改正　2018．8. 1

改正 2021．4.23　改正　2022. 4. 1

**第１章　　総　　則**

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

⑴　第一種社会福祉事業

イ　養護老人ホームの経営

ロ　特別養護老人ホームの経営

ハ　障害者支援施設の経営

⑵　第二種社会福祉事業

イ　障害児通所支援事業の経営

ロ　障害児相談支援事業の経営

ハ　老人デイサービス事業の経営

二　老人短期入所事業の経営

ホ　障害福祉サービス事業の経営

ヘ　一般相談支援事業及び特定相談支援事業の経営

ト　視聴覚障害者情報提供施設の経営

チ　身体障害者の更生相談に応ずる事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人京都ライトハウスという。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２ この法人は、地域社会に貢献する取組として、視覚に障害のある者をはじめとする地域の障害児者及び高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を京都市北区紫野花ノ坊町１１番地に置く。

**第２章　評議員**

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員８名以上１０名以内を置く。

（評議員の資格等）

第６条　評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者でなければならない。

２　評議員は、この法人の役員又は職員を兼ねることができない。

３　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

４　評議員のうちには、第１６条に規定する各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

（評議員の選任及び解任）

第７条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。

３　評議員選任・解任委員会の委員は、理事会の決議によって選任する。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、理事会は、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

６　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、各年度の総額が５０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

**第３章　評議員会**

（構成）

第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置き、開催した評議員会において、その都度、評議員の互選で選任する。

（権限）

第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。

⑴　理事及び監事の選任又は解任

⑵　理事及び監事の報酬等の額

⑶　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

⑷　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

⑸　定款の変更

⑹　残余財産の処分

⑺　基本財産の処分

⑻　社会福祉充実計画の承認

⑼　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　監事の解任

⑵　定款の変更

⑶　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

５　理事及び監事は、評議員会において、評議員から説明を求められた場合には、必要な説明をしなければならない。ただし、評議員会の目的である事項に関しない場合は、この限りでない。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

３　第１項の議事録は、評議員会の日から１０年間、事務所に備え置かなければならない。

**第４章　役員及び職員**

（役員の定数）

第１６条　この法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　６名以上７名以内

⑵　監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事のうち１名を副理事長とすることができる。

４　理事長以外の理事のうち、３名以内を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が３人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

５　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

（理事の職務及び権限）

第１８条　理事は、第３０条に定める理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

４　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２２条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２３条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

**第５章　運営協議会**

（運営協議会の設置）

第２４条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第２５条　運営協議会の委員は１４名以上１８名以内とする。

（運営協議会の委員の選任）

第２６条　運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者から理事長が選任する。

⑴　京都市域に居住する視覚障害者

⑵　この法人が提供するサービスの利用者又はその家族

⑶　地域の福祉事情に通じている者

⑷　その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第２７条　この法人が第２５条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第２８条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から法人運営に関する意見を聴取するものとする。

（その他）

第２９条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

**第６章　理事会**

（構成）

第３０条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事会に議長を置き、理事長を議長とする。

３　前項において、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

（権限）

第３１条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

⑴　この法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

２　理事会は、次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

⑴　重要な財産の処分及び譲受け

⑵　多額の借財

⑶　施設長等の任免

⑷　重要な組織の設置、変更及び廃止

（招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３３条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

３　第１項の議事録は、理事会の日から１０年間、事務所に備え置かなければならない。

**第７章　資産及び会計**

（資産の区分）

第３５条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

⑴　京都市北区紫野花ノ坊町５０番地所在の鳥居寮 敷地の土地１筆（２８４．２９平方メートル）

⑵　京都市北区紫野花ノ坊町５０番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付３階建鳥居寮建物１棟（５５７．４３平方メートル）

⑶　京都市北区紫野花ノ坊町１１番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付４階建京都ライトハウス建物１棟（４，９１７.９０平方メートル）

付属建物　鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建駐輪場（７４．００平方メートル）

⑷　京都市中京区西ノ京新建町３番地所在の鉄骨造５階建高齢者総合福祉センターライトハウス朱雀建物１棟（５，６７７．６５平方メートル）

⑸　京都市北区紫野花ノ坊町１１番地所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建あいあい教室放課後等デイサービス建物１棟（９４．３２平方メートル）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第４３条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３６条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

⑴　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

⑵　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

（資産の管理）

第３７条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

⑸　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

⑹　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第４０条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第４１条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第４２条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

**第８章　公益を目的とする事業**

（種別）

第４３条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の各号に掲げる事業を行う。

⑴　視覚障害者日常生活用具等の斡旋事業

⑵　社会福祉法人京都ライトハウス眼科診療所の運営事業

⑶　居宅介護支援事業所の運営事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

**第９章　解散**

（解散）

第４４条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４５条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

**第１０章　　定款の変更**

（定款の変更）

第４６条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

**第１１章　　公告の方法その他**

（公告の方法）

第４７条　この法人の公告は、社会福祉法人京都ライトハウスの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４８条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

（附則）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　　　岩井　盛次

副理事長　　　山口光太郎

常務理事　　　鳥居篤治郎

〃　　　　　 関野　光雄

〃　　　　　 林　　薫夫

理事　　　　 村上　慈海

〃　　　　　 角野　達堂

〃　　　　　 岩本　　半

〃　　　　　 馬場　光次

監事　　　　 岩下　　綏

〃　　　　　 斉藤長太郎

（附則）

この定款は、２０１７年４月１日から施行する。

（附則）

この定款は、２０１８年８月１日から施行する。

（附則）（２０２１年４月２３日京都市長認可）

この定款は、京都市長の変更認可があった日から施行する。

（附則）

この定款は、２０２２年４月１日から施行する。